

令和3年11月4日	
資料提供	
担当課	生涯学習局生涯学習課
担当班・係	企画調整班
担当者	吉水
電話	073-441-3720

## 令和3年度社会教育功労者表彰（文部科学大臣表彰）伝達式 について

標記表彰につきまして、文部科学省において予定されていた表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を勘案し、代表者による式典及びオンライン配信となりました。

和歌山県におきましては、教育長から下記のとおり表彰伝達を行います。

### 記

1 日 時 令和3年11月9日（火） 14:00～14:30

2 場 所 教育長室

3 被表彰者

・有本 充(ありもと みつる)氏（88歳）

元 御坊市社会教育委員

・辻 敏弘(つじ としひろ)氏（74歳）

和歌山県社会教育委員連絡協議会会長、  
和歌山県青少年育成推進委員会連絡協議会会長

4 次 第

(1) 文部科学省表彰式（動画視聴）

(2) 表彰状・記念品 授与

(3) 歓談

(4) 記念撮影

※被表彰者の詳細につきましては、別添資料を御覧ください。

## 表彰候補者調書

都道府県名・団体名等	和歌山県		
功 績 分 野	社会教育計画		
主 要 経 歴	御坊市社会教育委員		
ふりがな氏名 (雅号等) (年 歳)	ありもと みつる 有本 充 (88歳)	男・女の別	男
現 職			
年 月 日	経 歴	年 数	功 績 概 要
平成12年4月1日から 平成26年3月31日まで	御坊市塩屋公民館長	14年0月	地域学習の振興や市の人権教育、子ども の育成活動、伝統行事の振興など幅広い分野において活躍され、社会教育のリーダーとして社会教育全般の発展に大きく寄与した。
平成16年4月1日から 平成18年3月31日まで	御坊市公民館運営審議会委員	2年0月	
平成18年4月1日から 令和2年3月31日まで	御坊市社会教育委員及び御坊市公民館運営審議会委員	14年0月	
平成18年6月27日から 平成26年6月28日まで	御坊市人権啓発推進協議会委員	8年0月	
平成20年5月16日から 平成26年3月31日まで	御坊市学校関係者評価委員	5年11月	
平成6年4月1日から 平成18年3月31日まで	民事調停委員 (和歌山地裁御坊簡裁所属)	12年0月	
平成10年4月1日から 平成18年3月31日まで	家事調停委員 (和歌山家裁所属)	8年0月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	

## 表彰候補者調書

都道府県名・団体名等	和歌山県		
功 績 分 野	社会教育計画		
主 要 経 歴	和歌山県社会教育委員連絡協議会 会長		
ふりがな 氏 名 (雅号等) (年 歳)	つじ としひろ 辻 敏 弘 (74歳)	男・女の別	男
現 職	和歌山県社会教育委員連絡協議会会長、和歌山県青少年育成推進委員会連絡協議会会長		
年 月 日	経 歴	年 数	功 績 概 要
平成11年4月1日から 現在まで	海草地方青少年育成推進員等連絡協議会 会長	22年3月	和歌山県社会教育委員連絡協議会会長を務め、県内各市町村社会教育委員会へ研修等企画・運営し、社会教育委員の資質向上に寄与している。また、和歌山県青少年育成推進委員会連絡協議会会長を務め、青少年の健全育成並びに社会教育の推進に大きく貢献している。
平成17年4月1日から 現在まで	海南市社会教育委員会 議長	16年3月	
平成17年5月11日から 平成20年5月12日まで	和歌山県社会教育委員連絡協議会 理事	3年0月	
平成22年4月1日から 現在まで	和歌山県青少年育成推進委員会連絡協議会 会長	11年3月	
平成22年5月24日から 平成24年5月14日まで	和歌山県社会教育委員連絡協議会 理事	2年0月	
平成23年4月1日から 現在まで	海南市青少年育成市民会議 会長	10年3月	
平成23年6月25日から 現在まで	和歌山県青少年育成協会 理事	10年0月	
平成26年6月6日から 平成28年5月10日まで	和歌山県社会教育委員連絡協議会 理事	2年0月	
平成28年5月11日から 現在まで	和歌山県社会教育委員連絡協議会 会長	5年1月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	

## 社会教育功労者表彰について【概要】

### 1 趣旨

地域における社会教育活動を推進するため、多年にわたり社会教育の振興に功績のあった者、及び全国的見地から多年にわたり社会教育関係の団体活動に精励し、社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。

### 2 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の（１）又は（２）に該当する者とする。

- （１） 社会教育の振興に功労のあった者であって、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの功績に対し、実質年数10年以上になる者
  - （ア） 地域における社会教育の振興に功労があった期間
  - （イ） 全国的な社会教育の振興に功労があった期間
  - （ウ） 別に定める文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間
- （２） 上記（１）以外の者であって、社会教育の振興に功労があった国の審議会の委員等その他社会教育において特に功労があったと文部科学大臣が認める者

### 3 被表彰者の推薦人数

- （１） 社会教育の振興に功労のあった者であって、主として地域における社会教育の振興に功労があった者

各都道府県教育委員会2名（ただし、指定都市を含む道府県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。東京都は4名。）以内で、推薦順位を付する。
- （２） 社会教育の振興に功労のあった者であって、主として全国的な社会教育の振興に功労があった者

各社会教育関係団体1名以内とする。
- （３） 社会教育の振興に功労のあった者であって、主として文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった者

各独立行政法人施設1名以内とする。